



鈴木皓太シニア・ストラテジストが解説 /

米当局が米長期金利抑制に動く

米長期金利上昇は株式の下落要因として意識される。もっとも、米財務省とFRBの動きにより、金利上昇リスクは一定程度低減していると考えられる。

カ イ セ ツ

米金利上昇を受けて米財務省が動く

米10年国債利回り※1は8月末時点で4.75%と、ここ2カ月間で約0.3%上昇しました。背景には、中東情勢の不透明感再燃、社債発行増が国債需給を悪化させる懸念、FRBのインフレ対応が後手に回る懸念など、様々な要因（主に右上図のタームプレミアムに反映されます）があったとみられます。

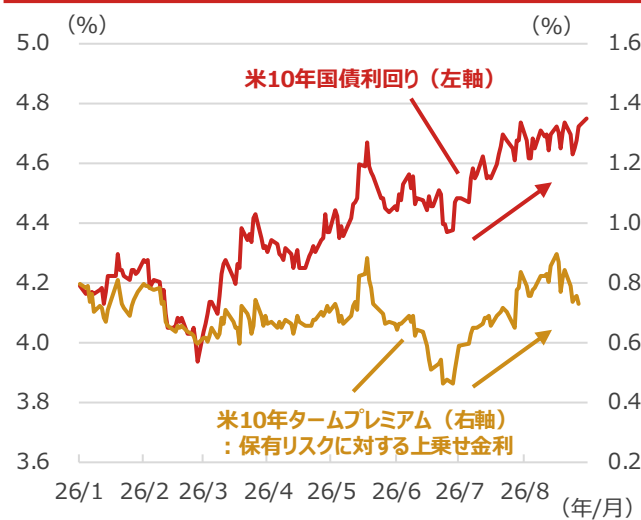
それに対し、米財務省は8月19日、米国債の買い戻し措置の予定額を倍増することを発表しました。これは既発の流動性の低い国債を財務省が買い戻す措置であり、市場の流動性改善などを通じて、国債需給改善・金利上昇の抑制に繋がります。

ウォーシュ議長講演の狙いは長期金利抑制か

この長期金利抑制の文脈で、ジャクソンホール会議のウォーシュFRB議長の講演も捉えられそうです。講演では物価抑制姿勢が明確に示され※2、インフレ対応が後手に回るとの懸念を和らげた模様です。講演当日に米10年国債利回りは上昇したものの、金融政策見通しを反映しやすい2年物などと比べると上昇幅は限定的で、7月以降にみられた長期金利主導の上昇とは異なる動きとなりました（右下図）。

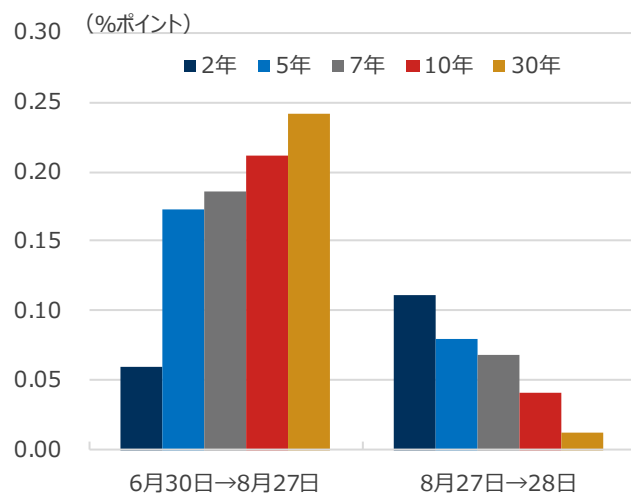
もちろん、金利上昇要因がすべて解消されたわけではなく、当面金利は不安定な状況が続くそうです。しかし、米財務省とFRBが足並みを揃えて長期金利抑制に動いている点は、金利上昇リスクを一定程度低減させる効果があると考えられます。

米10年国債利回りとタームプレミアム



期間：（国債利回り）2026年1月2日～2026年8月31日、日次
（タームプレミアム）2026年1月2日～2026年8月28日、日次
（出所）Bloombergより野村アセットマネジメント作成

主要な年限別の米国債利回りの変化



期間：2026年6月30日～8月27日、2026年8月27日～8月28日
・ウォーシュFRB議長の講演日は2026年8月28日。
（出所）Bloombergより野村アセットマネジメント作成

※1 米10年国債利回りは、米長期金利の代表的な指標とされています。
※2 ジャクソンホール会議でのウォーシュFRB（米連邦準備制度理事会）議長の講演については、弊社HPの2026年8月31日付「[エコシル] ジャクソンホール会議、ウォーシュ氏は物価抑制強調」をご覧ください。

*当資料は、一部個人の見解を含み、会社としての統一見解ではないものもあります。

経済・市場を知る

もっと経済・市場を知る



エコシルとエコシルPLUS+のご紹介

エコシルでは、経済・市場について1枚で読みやすく解説を行なっています。

エコシルPLUS+では、野村アセットマネジメントの鈴木皓太シニア・ストラテジストがもっと詳しく、分かりやすく解説を行なっています。

過去資料については、野村アセットマネジメントHPでもご確認いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

野村アセットマネジメントからのお知らせ

ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

投資信託に係る費用について（2026年9月現在）

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ご購入時手数料《上限3.85%（税込み）》

投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。

運用管理費用（信託報酬）《上限2.222%（税込み）》

投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。

* 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。

* ファンド・オブ・ファンドの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。

信託財産留保額《上限0.5%》

投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。

その他の費用

上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。